

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 払済保険への変更時の処理

Q : 払済保険に関する取扱い通達が公表されたようですが、内容を教えてください。

A : 改正法人税基本通達の中で、払済保険へ変更した場合の取扱いが新設されています。

【解説】

国税庁はこのほど、「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」を公表しました。改正通達の内容は、企業再編税制に関する項目となっていますが、再編税制以外では、「払済保険へ変更した場合」の取扱いの新設が注目されます。

基本通達中には「契約転換制度」についての取扱いは設けられていたが、払済については特に規定が設けられていませんでした。

払済保険とは、保険料の払い込みを中止して、その時の解約返戻金をもとに、元の契約の保険期間を変えず、保障額の少ない保険（同じ種類の保険または養老保険）に変更する方法で、資金繰り等の悪化で当初の契約の保険料支払いが困難になった場合などに、広く採用されているようです。

今回新設された取扱いでは、法人が既に加している生命保険をいわゆる「払済保険」に変更した場合には、原則としてその変更時における解約返戻金相当額と資産計上済保険料との差額を変更年度で損益計上する旨が規定されています。

ただし、養老保険、終身保険及び年金保険（定期保険特約が付加されていないものに限ります）から同種類の払済保険に変更した場合は、この処理は強制されないとしています。

